

令和3年度川崎市子育て世帯への臨時特別給付金申請書・請求書

市
受付印

| |
|----------------------------|
| 令和3年9月30日時点または申請時点での住民票所在地 |
| (宛先) 川崎 市長 |

※裏面の事項(1)~(5)に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者

| | | |
|---|--|-----------------|
| 記入日 | 令和 年 月 日 | |
| (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 申請者の現住所(住民票所在地) |
| | 昭和・平成 年 月 日 | 電話 () |
| 申請者の令和3年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要 | 申請者の令和3年9月30日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要 | |

2. 配偶者

| | | |
|---|--|-----------------------------------|
| (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要 |
| | 昭和・平成 年 月 日 | 電話 () |
| 申請者の令和3年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要 | 配偶者の令和3年9月30日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要 | |

3. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

| No. | (フリガナ) 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 同居・別居の別 | 令和3年9月30日時点で、児童が結婚している場合は○を記入 | 住所(別居の場合のみ記入) |
|-----|-----------|----|-------------|---------|-------------------------------|---------------|
| 1 | | | 平成・令和 年 月 日 | 同居・別居 | | |
| 2 | | | 平成・令和 年 月 日 | 同居・別居 | | |
| 3 | | | 平成・令和 年 月 日 | 同居・別居 | | |
| 4 | | | 平成・令和 年 月 日 | 同居・別居 | | |

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点(10月1日以降に出生した新生児については児童手当の認定時点)の状況を選択してください。

4. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

□ ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 (右詰めでお書きください。) | 口座名義人(カナで記入) ※1. 申請者の名義に限ります。 ※通帳の表記で記入してください。 |
|--|---------------------|----|------------------------|--|
| 1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 その他 4 信連 | 本・支店 本・支所 出張所 | 普通 | | |
| 金融機関番号 | 店番号 | | | |

□ イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座が作れない方等、口座による受け取りができない方のみとなります。

(裏面も確認してください。)

5. 添付書類

①申請者本人確認書類の写し(コピー)(全員必須)

・申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

②表面に記載した、振込先金融機関の口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し等)(全員必須)

③(公務員の方で中学生以下の児童がいる場合)

・令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類(支払通知書・既給与明細の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳の写し等)

・9月1日～9月30日に出生した児童については、令和3年10月分の児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類(認定通知書の写し等)

(10月1日以降に出生した児童については不要です。)

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、又は相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 給付金の支給要件に該当するか審査を行うため、川崎市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 給付金の支給要件に該当するか、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が届出者への連絡・確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないこと等により、令和4年3月31日までに支給を完了できない場合には、令和3年度川崎市子育て世帯への臨時特別給付金が支給されないことに同意します。
- (5) 給付金の支給後、令和2年分の所得額が変更となり、児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類貼付用紙

①申請者本人確認書類の写し(コピー)

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)

②振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し